



～事業者の皆さんへ～ 「黒潮町商工事業者等電気・ガス高騰対策支援給付金」のお知らせ

町では、エネルギー価格高騰の影響を大きく受けた町内の事業者の皆さんに対し、事業継続の支援を行う「黒潮町商工事業者等電気・ガス高騰対策支援給付金」の申請を受け付けています。

◆対象者 次の(1)～(5)のすべてを満たす個人事業者など

(1)次の①～③までに掲げるいずれかに該当する事業者

- ①令和5年7月1日において町の住民基本台帳に記録されている者
- ②町内で事業所を運営する個人事業者
- ③町内に事業所または店舗を有する中小企業者もしくは小規模企業者

※①～③共通で、農業、林業および漁業などの一次産業や建設・建築業、医療・福祉サービス、公的要素が高い事業(銀行や郵便局、農協、漁協ほか)などは対象外

(2)令和5年7月1日以前に起業し、当該事業を継続していること。また、給付金の受給後も当該事業を継続する意思があること。

(3)事業収入の額が、起業した時期に応じて定めた額以上であること。

(4)黒潮町暴力団排除条例に規定する暴力団員等に該当しないこと。

(5)町税等を滞納していないこと。

◆給付対象経費 令和5年10月から12月までの間で事業所または店舗において、当該事業に要した光熱費(電気使用料、ガス使用料。以下同じ)

◆給付金額

- 令和5年の光熱費から令和4年の光熱費を減じて得た額(各月、光熱費ごとに算定)
※月ごとに算定し、その合計額が給付金の額となる。ただし、令和4年の光熱費が上回った月は0円とする。
- 上限額:1事業者当たり100万円
※事業所または店舗が住居と共用で、経費の明確な区分ができない場合の給付率は1/2とします。

◆申請に必要な書類

- ①黒潮町商工事業者等電気・ガス高騰対策支援給付金給付申請書
- ②別紙 給付金積算明細書
- ③黒潮町商工事業者等電気・ガス高騰対策支援給付金に係る誓約書兼同意書
- ④事業収入がわかる書類の写し(個人事業者:確定申告書、住民税申告書など、法人事業者:法人事業概況説明書(表裏)など ※起業した時期によって提出書類が変わるため、事業の実施要綱をご確認ください。)
- ⑤給付金の額を算定した月分の光熱費の費用がわかる領収書または請求書で請求の内容がわかるものの写し ※給付金額の算定に用いたもの(令和5年分および令和4年分とも)
- ⑥申請者名義の預貯金通帳の写し
- ⑦申請者が個人事業者の場合は、各種身分証明書の写し(免許証など)
- ⑧令和5年度に他市町村からこの給付金と同様の目的および同様の経費により算定された給付を受給している場合は、その給付の決定がわかるものの写し

◆申請期限 2月22日(木) 午後5時15分まで

ただし、申請期間内でも、予算額に達した時点で受付を終了する場合があります。ご了承ください。事業の詳細については、町公式ホームページにも掲載しています。

URL:<https://www.town.kuroshio.lg.jp/pb/cont/sangyo-osirase/40579>

○提出・お問い合わせ 本庁 産業推進室 商工係 ☎43-2113



ホームページQR



「Sマーク(標準営業約款制度)」をご存知ですか

高知県では、理容・美容・クリーニングの3業種で、厚生労働大臣の認めたルールに従って、安心・安全・清潔のサービスを提供しているお店を、標準営業約款登録店舗とし、Sマークの表示でお知らせしています。

毎年11月を「標準営業約款普及登録推進月間」として、消費者の皆さんへはSマークの周知、営業者の方には登録を呼びかけています。お近くの店先を探してみませんか。

○お問い合わせ (公財)高知県生活衛生営業指導センター ☎088-855-5100

